

令和5年度 松山市発達障がい者就労支援研修会 開催要領  
～発達障がい者支援及び障がい者差別解消法講演会～

1. 目 的

平成30年から障害者雇用率（法定雇用率）が算定基準に加えられたこともあり、発達障がい者の雇用は急増し、企業における雇用担当者は、職場定着に向けた企業と障がい者の希望と現状について調整を図る対応が求められています。また、令和6年から障がい者差別解消法の改正に伴い企業に対しても合理的配慮の提供が義務化されたことにより、障がい者の働く環境の体制と合理的配慮について考え直す機会として本研修会を開催いたします。

2. 主 催

松山市／社会福祉法人 松山市社会福祉協議会

3. 日 時

令和5年 8月 16日（水） 13:30～16:30

4. 会 場

松山市総合福祉センター 5階 中会議室（松山市若草町8番地2）

※駐車場に限りがありますので、近くのパーキングか公共交通機関をご利用ください。

5. 対 象 者

障がい者を雇用している企業の方、障がい者雇用に関心のある企業の方等 約50名

6. 参 加 費

無料

7. 申込締切日

令和5年7月31日（月）

8. 内 容

時間	内容
13:00～	開 場 受付開始
13:30～13:35	開 会 挨拶 松山市 障がい福祉課長
13:35～16:30 (175分程度)	講 演 (2部構成) 1部 「障害者差別解消法の改正で企業に求められること」 (仮) 休 憩 10分程度 2部 「発達障がい者を雇用するにあたって」(仮) 講 師 株式会社 Kaien 代表取締役 鈴木 慶太 氏
～16:30	閉 会

【お問合せ先、お申込先】

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2（市役所別館1階 福祉・子育て相談窓口）

事業部 総合相談支援課（障がい者総合相談窓口） 担当：重松・若江

TEL:089-943-6307/FAX:089-943-6688/MAIL:shien@matsuyama-wel.jp